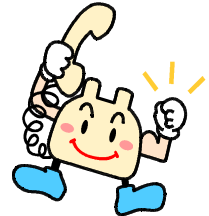


安全運転相談窓口開設

富良野警察署では、安全運転相談窓口を開設しています。
管内にお住まいの方で

- 運転に自信がなくなった！
- 家族から「運転が心配」と言われた！
- 病気により、今後の運転が心配！



など、運転免許に関して、お気軽に相談してください。

電話番号 富良野警察署 代表0167-22-0110 交通課

・ 運転免許証の返納制度

【すべての運転免許の取消（返納）】

高齢等に伴い、自主的に運転免許の返納をすることにより運転免許を取り消す制度です。

【一部の運転免許の取消（返納）】

上位の免許を返納して下位の免許を残すことができます。

例えば、普通免許を取得している場合に、普通免許を返納して原付免許を保有することができます。

・ 運転経歴証明書の取得（申請手数料等がかかります）

【全部取消時の申請】

運転経歴証明書は、運転免許を返納した日からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するもので、身分証明書として用いることができます（一部機関を除く）。

【免許失効後の申請】

運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した人も5年以内（平成28年4月1日以後の免許失効者に限る。）であれば運転経歴証明書の申請ができます。